

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成16年度 第6回会議
開催日時	平成17年2月28日(月) 午前10時から午前11時10分まで
開催場所	田無庁舎3階庁議室
出席者	米田会長 吉田委員 寅丸委員 竹之中委員(欠席 宮本副会長) 事務局：加藤企画部長 名古屋生涯学習部長 池田企画部参与 神作企画部副参与 富所スポーツ振興課長 下鳥企画部主幹 飯島企画課長補佐 井上スポーツ振興課係長 河合企画課主任
議題	1 個別案件「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」 2 その他
会議資料の名称	資料1 (仮称)西東京市体育館建築工事等日程表 資料2 (仮称)西東京市体育館使用料算出表 資料3 近隣10市施設(第1体育室)使用料等比較表 資料4 (仮称)西東京市体育館使用料原価計算書 資料5 西東京市社会体育施設一覧 資料6 (仮称)西東京市体育館施設概要
記録方法	会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容 会長からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回会議終了後、市長へ個別案件「(仮称)合併記念公園駐車場使用料の新設について」及び「西東京市事務手数料の適正化について」の答申を行った。 <p>議題1 個別案件「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)西東京市体育館は、平成18年2月に完成、同年5月に開設予定である。 ・既存の体育施設と合わせて総合条例を本年6月に上程予定。 ・(仮称)西東京市体育館は、地下1階、地上2階で駐車場、駐輪場等を配置しており、市民が地域交流できる施設としてラウンジを設けている。詳細は次のとおりである。 <p>地下1階：小体育室、武道場、ラウンジ、25台分の駐車場 地上1階：アリーナ、ラウンジ、玄関2台(障害者用)及び19台分の駐車場、約90台分の駐輪場 地上2階：多目的ホール、会議室、ラウンジ 使用区分：団体(概ね10名以上)1日及び3時間(午前、午後、午後、夜間)、個</p>	

人3時間（アリーナのみ）

・使用料（案）は次のとおりである。

団体使用（1日）アリーナ14,800円、武道場7,000円、小体育室5,000円、多目的ホール6,600円、会議室3,400円

団体使用（午前、午後、午後、夜間）アリーナ3,700円、武道場1,750円、小体育室1,250円、多目的ホール1,650円、会議室850円

アリーナ個人使用（3時間）大人250円、小人100円

・人件費は従事職員2名と想定し、1㎡・1時間当たり8.814円の原価を算出した。

・質疑応答

委員：

理論上適正額を使用料の算出でどのように参考にしたのか。結果として、10市の平均値に合わせたのか。

事務局：

新設のため、他市の状況の平均値を参考に算出した。市内施設のスポーツセンターと総合体育館も参考としたが、スポーツセンターは12年前の設立で、使用料としては若干他市に比べると低めになっている実態はある。

委員：

使用料が低い印象を受ける。ランニングコストも賄えない使用料になっているので、理論上適正額にもっと近づけた設定にすべきと考える。理論上適正額に近づけることで利用が減り、逆に赤字幅が増えるということなのか、あるいは、理論上適正額に近づけ、赤字幅を少なくすることに何か差し支えがあるのか。

事務局：

理論上適正額は、一定のルールで算出したものである。「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」では、他市の状況または市内の類似施設を参考として、使用料を算出するようなルールとなっており、新設施設でなければ、既存使用料の1.5倍という上限を定めており、そこまで引き上げることは可能と思うが、今回は既存使用料が存在しないため、他市の平均値で求めざるを得なかった。

委員：

団体使用について、理論上適正額と使用料ではかなりの乖離がある。ここを市民にきちんと説明しないと、ただ安いから良いということではない。旧田無市の施設は直営で管理するという考えとのことだが、指定管理者制度とどう関連してきて、指定管理者とした場合に、経費的に人件費、物件費がかなり変わってくると思うが、その点についてはいかがか。

事務局：

現状の体育施設は、旧保谷地区は文化・スポーツ振興財団が管理しており、旧田無地区は教育委員会が直営で管理しているが、市にふさわしい業者がいなかった場合を除き、平成18年の4月に指定管理者制度へ移行する予定である。

委員：

駅からの利便性や立地条件を考えて、民間企業でも十分に引き受けられる施設ではないかと考える。原価計算は、直営を前提に考えて良いものか、検討する必要があるのではないか。

事務局：

今後の予定として、指定管理者制度への移行を前提としているが、民間企業の給与ベースが分からなかったこともあり、人の割り振り、または補助的な職員等について、直営で経費を算出した。

委員：

他市の住民が利用する場合、使用料はどうなるのか。

事務局：

通常は市民より1.5から2倍を徴収するものであり、やはり当市の住民の税金で賄っている施設なので、市民より2倍程度多く徴収する方向で検討中である。

委員：

多目的ホールと会議室は、つなげて使用することはできるのか。

事務局：

移動式の壁を設置するので、1つのスペースにすることができる。

委員：

この使用料を徴収すると、平成18年度の市税負担はどの程度か。

事務局：

まだ試算していない。年間約330日の使用として、年間約1,200万円の使用料が見込まれ、ここから減免額を引いて収入見込み額となる。

委員：

物件費の備品は数年使えるので、減価償却して良いのではないか。

事務局：

備品は、物件費から減価償却費に変更する。

委員：

民間企業の状況は、どのようになっているのか。

事務局：

テニスコート等は別として、体育室等は民間企業でのスポーツクラブが参考になるが、会員制になっており、その時の都合で個人が使用できないこと等から比較ができず、情報が得られていない。

委員からの意見

・団体使用について、理論上適正額と使用料が大きく乖離しているので、使用料の設定に妥当性が必要ではないか。

・小体育室について、3時間の原価計算5,447円は、民間企業から借りた場合とほぼ同額と思われ、割安感があるが、それをさらに1,250円まで下げ、市の負担を多くする必要はあるのか疑問である。理論上適正額が、今回の場合は、公共施設の使用料としての相場として、極めて良い数字が算出されていると思う。

・今回の使用料は、割安感がある。

・冷暖房完備で利便性のある場所でもあるので、もう少し、受益者に負担してもらっても良いのではないか。

・年間で相当な金額を市が負担する施設の使用料を、安易に決定するべきではない。

・使用料の決定には、支払いに見合った価値あるサービスの提供が実感できる運営方法が必要ではないか。指定管理者制度を含め、類似市以上の使用料を徴収するには、市民が満足、納得するように検討しておく必要があり、類似市並みの使用料を当面徴収しておくという方法もある。

・建設費について、西東京市の負担は約2億円であるが、合併特例債等を含めると10億円近くかかっている。市民税からの負担は約2億円にしても、国税負担分を除いて原価計算するという現在のルール自体も、今後見直す余地があるかもしれない。

・運営の仕組みをどうするのかを考える必要があるのではないか。単なる施設の貸し出しではなく、どのようなサービスをどのような仕組みで提供していくのかをしっかりと検討しないと、使用料は決まらないのではないか。

議題2 その他

・次回会議は3月中の開催を予定しているが、日程調整中のため、後日、委員と調整の上で開催する。本日の審議内容を踏まえて原価計算等を再度精査し、次回会議で事務局から説明を行う。